



ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小島町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

～記事～

- ★新年度ご挨拶
- ★令和4年度の県内野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ★登録飼養衛生管理者の豚熱ワクチン接種について
- ★ハエの防除は早めをお願いします
- ★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！
- ★令和5年定期報告書の提出について
- ★令和5年度西部家畜保健衛生所の新体制について

～添付資料～

- ★死亡豚の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

★新年度ご挨拶

西部農業事務所家畜保健衛生課長 山田 真

令和5年4月1日付けで西部農業事務所家畜保健衛生課長に着任しました山田です。令和5年度の定期人事異動により5名の職員の転出、転入がりましたが、前年度に引き続き11名体制で西部地域の家畜衛生並びに畜産振興業務に全力を傾ける所存であります。

さて、令和4年度の国内での特定家畜伝染病の発生状況は豚熱9事例（県内4事例）、一方、高病原性鳥インフルエンザは26道県84事例（約1,711万羽）と非常に猛威を振るい、ついに本県でも初めて3事例の発生がありました。いずれの疾病も野生動物がウイルスの媒介者となり自然環境下でのまん延が発生源となっており、発生予防においては何よりも飼養衛生管理基準の遵守の徹底が重要となります。今後も畜舎の衛生管理の見直し等を含め、農場衛生の維持をお願いいたします。

飼料の高止まりなど畜産経営を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、新型コロナウイルス感染症対策が緩和され、外食、旅行産業の活性化により消費の拡大が期待される面もあります。安全で質の高い群馬県産の畜産物を消費者の皆様提供し喜んでいただくためにも、飼養者、関係者及び農業事務所等が力を合わせ、地域の畜産業を守っていく必要があります。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いし、新年度のあいさつとさせていただきます。

★令和 4 年度の県内野生イノシシにおける豚熱感染状況

〈R4 年度 西部管内野生イノシシ検査状況〉

市町村	高崎	富岡	安中	藤岡	甘楽	下仁田	神流	南牧	上野	合計
検査数	199	25	111	0	2	0	13	2	6	358
陽性数	0	0	1	0	0	0	3	0	0	4

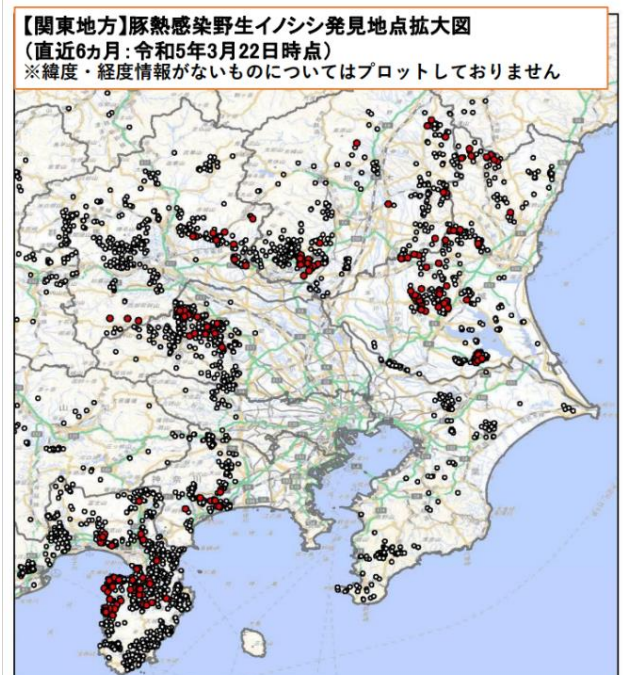
〈R4 年度 県内他地域野生イノシシ検査状況〉

地域	中部	吾妻	利根沼田	東部	合計
検査数	195	182	72	154	603
陽性数	5	0	0	23	28

国内での養豚場における豚熱発生は、3月の茨城県かすみがうら市での86例目以降は確認されていません。しかし例年、野生イノシシの行動が活発になる春に集中して養豚場での豚熱感染が多く確認されているため、警戒が特に必要な季節となっております。

令和4年度の西部管内での野生イノシシ調査では、5月の安中市上後閑での1頭以降感染個体は確認されていませんでした。しかし、令和5年1月下旬から2月に捕獲された神流町の3頭で豚熱感染イノシシが確認されました。群馬県全域では、東部地域を中心に合計32頭の豚熱感染イノシシが確認されています。直近では3月下旬に桐生新里地域で捕獲された野生イノシシで豚熱感染が確認されているため、今後のウイルスの広がりには注意が必要です。

図は、「関東地方における直近6カ月の豚熱感染イノシシ発見地点」と「直近1カ月の全国における豚熱感染イノシシ発見地点」について示したものです。



● : 豚熱感染イノシシ
 ○ : 陰性イノシシ

今年3月の茨城県での発生農場周辺で豚熱感染イノシシが多数確認されていること、また、群馬県近辺の山地においても豚熱感染イノシシが多く確認されていることから侵入リスクは常に高い状態と考えられます。

全国的にも昨年3月に最西端での山口県で確認されて以降、四国地方でも豚熱感染イノシシが確認され徐々に広がりを見せています。経口ワクチン散布や捕獲による個体数の削減といった、野生イノシシ対策は継続されていますが、依然、豚熱感染イノシシは一定数確認されている状況です。そのため、農場周囲からのウイルス侵入防止のため、野生動物侵入対策、人や車による持ち込み防止対策徹底の継続をお願いします。



★登録飼養衛生管理者の豚熱ワクチン接種について

4月より認定農場における飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度が開始されました。

認定農場となるためには、豚熱発生予防のための防疫体制がしっかり整備されている、もしくは整備するにあたっての対応策の明示などの基準があります。特に、重点ポイントであるウイルスの侵入防止対策(野生動物対策、専用長靴・更衣の着用等)についての項目は対応策必須となります。また、基準をクリアした農場は、飼養衛生管理者の登録のため研修会参加が必須となります。

新たな制度ため、申請は随時受付し、研修会については、定期的開催を予定しています。研修会の案内は、認定農場にのみ通知させていただいております。

なお、制度について不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。

手続きのための様式は群馬県 HP からダウンロードできますので、ご活用下さい。

群馬県 HP (畜産課)「豚熱対策について」のページの「県内における豚熱ワクチン接種について」の項目をご覧ください。

◆ <https://www.pref.gunma.jp/page/187305.html>

◆ 「群馬県 豚熱対策」で検索



★ハエの防除は早めをお願いします

4月以降、暖かい日が続いています。気温と湿度が同時に上昇するこれからの時期は、ハエの発生が多くなります。ハエの大量発生は、家畜にストレスを与えることによる生産性低下や、伝染性疾病媒介の原因になります。また近隣住民に不快感を与え、苦情の原因となる場合もあります。

ハエの生活環はたいへん短く、孵化してから1～2週間で成虫になります。成虫になると5日で産卵を始め、約1カ月の寿命がつきるまでに3～4回、50～150個の卵を産みます。そのため条件が整えば爆発的に増加することになります。生活環での各段階に合った対策が求められます。

【対策】

1 発生源対策

ハエは水分と幼虫の食べ物のある場所に好んで産卵します。このような場所をつくらぬよう、畜舎内の除ふん等清掃をしっかりと行うことと、換気や排水に気をつけて乾燥した状態を保ちましょう。

2 幼虫対策

成虫の発生が比較的少ない時期から、幼虫の発生する場所にIGR剤（脱皮阻害剤）等を使用して、できるだけ幼虫のうちに駆除するようにします。

3 成虫対策

成虫に薬剤を用いる場合には、ハエが薬剤耐性を獲得することを防ぐため、3種類程度の異なる種類の薬剤を交互に用いることが大切です。

★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！

死亡した家畜の処分を、処理委託契約を締結した業者に依頼した農家の皆様は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により1年分の実績を取りまとめて、下記提出先へ令和5年6月末までにご提出ください。

※詳細は、別添 各畜種の「産業廃棄物管理票（マニフェスト）について」をご覧ください。

〈提出先〉

農場所在地	提出先
高崎市の方	高崎市 環境部 産業廃棄物対策課 〒370-8501 高崎市高松町 35-1 TEL：027-321-1325
高崎市以外の市町村の方	西部環境森林事務所 〒370-0805 高崎市台町 4-3 TEL：027-323-5530

★令和5年定期報告書の提出について

期限内の提出にご協力ありがとうございました。まだ提出されていない方は、**至急提出をお願いします。**

また、報告書に基づく飼養衛生管理の実施状況確認（立入調査）対象の飼養者の方には電話連絡をいたしますので、調査のご協力をお願いいたします。

《注意》

- ・年内に畜舎等の増改築や増頭等を行った場合には再度提出をお願いします。
- ・未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合には、勧告や罰則の対象となり、農場で伝染病が発生した場合に国から支給される手当金が減額または不支給となる場合があります。



★令和5年度西部家畜保健衛生所の新体制について

4月の人事異動により以下の転出・転入がありました。どうぞよろしくお願ひします。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。